

No.	部・節 (※)	ページ (※)	ご意見	考え方
100	第1部 1	7	p7 9行目 また、我が国周辺に豊富に存在する海洋深層水の冷熱源としての利用、	(ご意見の箇所は、p7の9行目には存在しません。以下は、第1部1に関する記述と想定した上での記述です。) 海洋深層水の取水については技術的に確立しており、既に民間企業により様々な活用が図られていると認識しています。
101	第1部 1	7	p7 31行目 また、我が国周辺は世界的にも海洋深層水の利用に適した海域が広く存在することから、冷熱源、海水化学原料、医薬品原料等の利用開発に積極的に取り組むことが重要である。	(ご意見の箇所は、p7の31行目には存在しません。以下は、p6の31行目の間違いと考えた上での記述です。) 海洋深層水の取水については技術的に確立しており、既に民間企業により様々な活用が図られていると認識しています。
102	第1部 4	11	p11 24行目 また海水化学工業は、人間の生存に必須な食塩等の生産を行っており、我が国においては重要な海洋産業の一つである。	海洋に関する産業は、海洋基本法において「海洋の開発、利用、保全等を担う産業」と定義されており、多岐にわたる産業群がこれに該当しており、重要でない産業は存在しないと考えます。 その上で、海洋基本計画においては、多岐にわたる個別産業を具体的に列挙するのではなく、計画期間中に、緊急に対応が必要な産業について、その方向性、具体的施策について列挙しているものです。
103	第1部 4	12	p12 4行目 我が国の豊富な海洋深層水を含む	豊富な海洋資源や広大な海洋空間を活かした新しい産業創出は、斬新で多様な発想に基づき数多くの取組が行われていくことが重要であることから、特定の分野に係る例示は適当でないと考えます。
104	第1部 5	12	p12 19行目 生育する場であるとともに、海水資源	ここで記載する事例は第1部5の趣旨に照らし、海洋の利用頻度等の観点から選定したものです。

No.	部・節 (※)	ページ (※)	ご意見	考え方
105	第2部 1	15	p15 11行目 (1) 水産資源の保存管理・未利用資源の開発	海洋水産資源の開発については第2部3(2)アに記述しています。
106	第2部 1	15	p15 15行目 「里海」の考え方の具体化を図る。さらに我が国周辺海域の膨大な未利用資源である深海性魚類等の調査・開発が重要である。	海洋水産資源の開発については第2部3(2)アに記述しています。
107	第2部 1	16	p16 7行目 ウ 未利用資源の調査・開発及び管理の推進 我が国周辺海域はハダカイワシをはじめ未利用の生物資源に恵まれている。世界的なすり身材や、魚粉の逼迫に対応するため、これら未利用資源の調査・開発を着実に推進する。	海洋水産資源の開発については第2部3(2)アに記述しています。
108	第2部 1	18	p18 12行目 可能性のある、冷熱源としての海洋深層水等の	海洋深層水の取水については技術的に確立しており、既に民間企業により様々な活用が図られていると認識しています。
109	第2部 3	22	p22 イ 海洋深層水を含む海水資源を挿入し、海水化学工業、深層水の冷熱源、医薬原料等の利用、産業創出について記載	海洋深層水の取水については技術的に確立しており、既に民間企業により様々な活用が図られていると認識しています。
110	第2部 8	33	p33 23行目 遺伝子資源及び海洋深層水	海洋深層水の取水については技術的に確立しており、既に民間企業により様々な活用が図られていると認識しています。
111	第2部 8	33	p33 7行目 我が国としての対応方針及び対応体制を早急に整備する。また、CO2の増加等地球環境や沿岸・内湾域の汚染、高栄養化防止さらには、バイオ燃料確保等海洋環境保全のための新たな生物産業創出等も積極的に推進する。	新たな海洋産業に関する記述は、海洋新産業全般に当てはまるものであり、「生物産業」も含まれます。
112	第2部 1	17	p17 14行目 洋上における風力発電については、設置コストの低減、耐久性の向上のための技術的課題とともに、環境への影響を評価する手法の確立等に取り組むとともに、実証的研究を行い、早期実用化を推進する。	実証的研究と早期実用化を推進すべしとのご意見の趣旨は、第2部1エ「設置コストの低減、耐久性の向上のための技術的課題とともに、環境への影響を評価する手法の確立等に取り組む」に記述しています。

No.	部・節 (※)	ページ (※)	ご意見	考え方
113	第2部 1	17	p17 15行目 波力、潮力等による発電については、海外では実用化されている例もあるので、国際的な動向を把握しつつ、我が国の海域に適する独自の開発を行い、その効率的、経済性向上のための基礎的・実証的な研究を進める。	ご意見の趣旨を踏まえて修正します。
114	第2部 8	33	p33 3行目 海洋エネルギー・鉱物資源開発および海洋の再生可能エネルギーの実現に必要な基盤技術となる安全性や経済性に優れた外洋上プラットフォームの技術の確立を図るために、実証実験を含む技術開発を積極的に推進し、海洋空間の利用を促進する。	計画にご趣旨は反映されているものと考えます。
115	総論	2	p2 10行目 オゾン層の破壊、海洋表層酸性化による生態系の攪乱、生物多様性	海洋表層酸性化問題については承知していますが、当該部分は、地球規模での環境問題の深刻化や同様の問題が海洋においても顕在化しつつあることについての例示です。例示は読者の理解促進のために必要なものとして記述しており、原案で十分その意図は達成されているものと考えます。
116	総論	2	p2 17行目 温暖化に伴う海面上昇、海洋表層酸性化による生態系の攪乱、広域	海洋表層酸性化問題については承知していますが、当該部分は、地球規模での環境問題の深刻化や同様の問題が海洋においても顕在化しつつあることについての例示です。例示は読者の理解促進のために必要なものとして記述しており、原案で十分その意図は達成されているものと考えます。
117	第1部 2	7	p7 4行目 また、二酸化炭素の海域地中隔離や海洋隔離は、その隔離量のポテンシャルの大きさから、地球温暖化対策技術として期待は大きいですが、同時にリスクとして深海の生物影響が考えられる。そこで海域空間の利用と環境保全の面立の観点から、技術開発と環境影響評価の両面での研究を鋭意推進する必要がある。	環境に対する問題意識は、第2部2の柱書の末尾や(3)、及び第2部7において記述しております。 また、二酸化炭素の海洋隔離については、現在ロンドン議定書及び海洋汚染防止法で全面禁止されています。さらに、海域地中隔離については、今後解決すべき技術的課題があり、現時点でご意見にあるような研究を鋭意促進できる段階にはないと認識しています。

No.	部・節 (※)	ページ (※)	ご意見	考え方
118	第2部 7	28	p28 23行目 地球温暖化に伴う海洋大循環の変化や海面上昇、 <u>海洋表層酸性化等</u> が	海洋表層酸性化問題については承知していますが、当該部分は、地球規模での環境問題の深刻化や同様の問題が海洋においても顕在化しつつあることについての例示です。例示は読者の理解促進のために必要なものとして記述しており、原案で十分その意図は達成されているものと考えます。
119	第2部 11	39	p39 29行目 <u>大気中の二酸化炭素濃度上昇に伴う海洋表層酸性化や、海中に隔離した二酸化炭素による深海部のCO2分圧の上昇による生態系影響に付、国際的な共同実験等をわが国が率先して実施し、その理解を深める。</u>	ご意見の趣旨は、第2部11(3)イに、一部含まれています。なお、海中への二酸化炭素隔離は、ロンドン議定書及び海洋汚染防止法で全面禁止されています。
120	第1部 4	11	p11 17行目 このため、様々な産業における海洋利用を促進するための技術開発の推進に加え、 <u>海洋情報産業の創出による海洋関連技術や情報の活用の利便性向上を図り、</u>	当該段落は、全体が新産業創出のための取組を記述しているところであり、この取組の結果として海洋情報産業の創出にもつながることも期待されるものと考えます。
121	第2部 6	27	p27 4行目 <u>施設・設備・解析技術等の革新・人工衛星等の活用を推進し、海洋安全にも活用できる統合的な海洋監視・観測システムを構築する。</u>	海洋安全にも活用できる統合的な海洋監視・観測システムの構築については、第2部7(4)アにあるとおり、まず、必要性、実現可能性、波及効果等の明確化とともに、費用対効果、他施策との優先順位等の検討が必要と考えています。

No.	部・節 (※)	ページ (※)	ご意見	考え方
122	第2部 6	27	p27 10行目 さらに、 <u>海洋調査によって得られた情報について、一元的に管理・提供する体制を整備し、さらに、管理・提供の将来計画を示した「統合海洋観測・情報管理計画（仮称）」を策定する。</u>	海洋調査によって得られた情報を一元的に管理・提供する体制の整備については、第2部6において「海洋情報を一元的に管理・提供する体制を整備する」と記述しています。なお、この体制の整備に関する問題点や方向性を、「情報を利用しようとする民間企業、研究機関や政府関係機関から、（中略）探す手間がかかる」との指摘がある。また、収集されたデータや情報が、（中略）十分な利用につながっていない場合がある」、「各機関に分散している情報について、（中略）使いやすく提供し、同時に、各機関の海洋調査を効果的に実施する」とそれぞれ記述しております。さらに、体制の整備に早急に取りかかる必要があることから、既に、総合海洋政策本部に本件を扱う境界海域チームを発足させており、ご意見の「計画」を策定するのではなく、直ちに体制の整備を図るべきと考えております。
123	第2部 6	27	p27 25行目 大学、地方公共団体、民間企業等の協力により <u>海洋情報産業を育成し、効果的・効率的なものとなるよう努める。</u>	海洋情報の一元的管理・提供の体制整備は、海洋情報産業のみならず、幅広く、海洋産業の発展等がなされることが目的と記述しています。
124	第2部 6	27	p27 26行目 収集・管理された情報および各機関が個別に行っている <u>収集・管理体制に関する情報が、長期にわたって一元的に蓄積されるようにする。</u>	頂いたご意見の趣旨は、非常に大切な観点だと思われまので、今後の海洋情報の一元的管理・提供の具体化の検討に当たり参考とさせていただきます。
125	第2部 6	26	p26 27行目 <u>適切に管理され、高付加価値海洋情報として提供されることも重要である。</u>	頂いたご意見の趣旨は、非常に大切な観点だと思われまので、今後の海洋情報の一元的管理・提供の具体化の検討に当たり参考とさせていただきます。
126	第2部 4	24	p24 10行目 の影響の防止、 <u>船舶からのCO2・環境汚染物質の排出量削減、船舶解撤に伴う環境破壊の防止等新たな課題</u>	ご意見の趣旨を踏まえて修正します。

No.	部・節 (※)	ページ (※)	ご意見	考え方
127	第2部 8	32	p32 26行目 さらに、効率的で安全・安心、環境調和にも考慮した次世代生産システムの構築を推進する。	第2部8(1)アにおいて、造船業・船用工業の生産効率化について記述しています。
128	第2部 7	29	p29 29行目 <u>このため、高校・大学、関係研究機関、産業界が連携するための連携組織を今後5年間で整備する。さらに、これを先導する国際的COEを大学に設置し、大学、関連研究機関等に、基盤研究に必要な共同利用施設等の整備を行う。</u>	研究者による研究活動の活性化や、研究成果の社会的価値・経済的価値への還元の見点から、学界、地方公共団体、産業界、金融界等幅広い関係機関との連携を強化することが必要との認識のもと、様々な関係者による意見交換、情報交換等が行えるような場の創出を図ることとしています。 このような場を通じ、生き生きとしたネットワークが構築され、発展していくことができるよう国として必要な措置を図っていくことについても明確化しているところです。 また、船舶・設備等の研究基盤の充実についても重要な視点であり、計画的な整備を推進していくこととしています。

No.	部・節 (※)	ページ (※)	ご意見	考え方
129	第2部 7	30	p30 22行目 総合科学技術会議の方針等を踏まえつつ、 <u>総合海洋政策本部において一元的に検討を進めることが適当である。</u>	<p>海洋基本法4条及び第23条を具現化するための施策を推進する上で、科学技術基本法にもとづく総合科学技術会議において一元化されたシステムにも対応していくことは必要不可欠と考えます。</p> <p>このため、海洋科学技術振興施策が、現行の総合科学技術会議による優先順位付け等の評価システムにおいて、予算等の配分において高評価を受けることができるよう、これまでにない新たなシステムの強化策として、個々の施策の事前評価を中心に施策のブラッシュアップを図っていくシステムとして示したものが「イ事前評価による計画的な取組」の項目です。</p> <p>この項目において、海洋の開発に関する建議等を有する文部科学省海洋開発分科会を活用することは、効率的な行政の観点から有効な方策と考えています。</p> <p>総合海洋政策本部は、「事前評価による計画的な取組」による施策も含め、海洋基本計画に掲げる諸施策については、参与会議の意見等を踏まえつつ、全体の進捗を把握し、必要に応じて実施内容の見直しを行う形で基本計画の進捗を管理していくこととしており、その旨は第3部に記載しているとおりです。</p> <p>なお、このことが明確に理解できるよう、修正します。</p>
130			大変立派な「海洋基本計画（原案）」が出来上がり同慶の至りに存じます。	(感想、その他)
131			「周辺海域における密輸、密入国、工作船等犯罪」との認識について 工作船による工作員の密入国、麻薬密輸、偽札搬入、拉致等を犯罪のレベルに矮小化して捉えるのではなく、我が国の安全を脅かす破壊工作として認識し、これを共通概念として臨む必要がある。	第1部2及び第2部5(1)において、「密輸・密入国、工作船等犯罪に関わり得る船舶の侵入や航行の秩序を損なうような行為、(中略)、我が国の安全及び治安上の問題として懸念されている。」と記述しています。

No.	部・節 (※)	ページ (※)	ご意見	考え方
132			<p>「海上交通の要衝であるマラッカ・シンガポール海峡」との認識に関連して 本基本計画中の随所に「海上交通の要衝であるマラッカ・シンガポール海峡」との記述がみられ、かつ、関連して具体的な施策レベルまで言及しているが、その一方では、我が国の原油依存度が極めて高い湾岸諸国からの海上輸送経路全体を勘案した記述が殆どない。特にペルシャ湾及びホルムズ海峡については、この半世紀の間、同海域を含む地域での戦火が絶えず、通航船舶が被害を受けてきた事実があると共に我が国が掃海艇を派遣して機雷の除去に当たったことのある海域でもある。このことを踏まえ、ペルシャ湾及びホルムズ海峡の安全確保について言及すべきである。中東からの原油輸送を考えれば、ペルシャ湾及びホルムズ海峡を通峡せざるをえないが、マラッカ・シンガポール海峡は迂回路をとることが出来るのである。</p>	<p>ご意見の趣旨を踏まえて修正します。</p>
133			<p>大学における船員養成課程について 第2部 海洋に関する施策に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策 4 海上輸送の確保 (1) 外航海運業における国際競争力並びに日本籍船及び日本人船員の確保 において、「日本人外航船員の数を10年間に1.5倍に増加させるための取組みを促がす」とある。 また (2) 船員等の育成・確保 において、「乗船実習の内容の見直し、一般大学や高校出身者が海技資格を取得するための制度の更なる拡充等船員教育システムを再構築する」とある。 これらの施策の必要なことは論をまたないが、外航船員の養成はこれまでも大学における養成が中心であり、今後ともその重要性は変わらないであろう。なぜなら、これまでも、また今後も要求される日本人外航船員は単なる船舶運航要員ではなく、船員としての知識・経験を有し、それを活かして外国人船員の育成・指導に当たる役割とともに、陸上での船舶管理部門や企業経営を担う海事関連業務の中核的人材であり、また国際競争の場においてコスト的にハンディを持つ日本人船員が雇用の場を確保するには一層の質の高さを求められるからである。 しかし、神戸大学及び東京海洋大学の船員養成課程である乗船実習科のこれまでの定員充足率は、海洋基本計画の目標を達成するには程遠い数字である。さらに乗船実習の内容を見直し、帆船実習の義務付けが廃止され、乗船実習科に換えて外航海運事業者が自社の船舶で乗船実習を行うようになればさらに進学者は減ると思われる。 このため、大学における船員養成課程のあり方、乗船実習科のあり方について改めて国土交通省・文部科学省及び大学等の当事者及び少数の有識者・専門家を含めたグループにて早急に検討されることを強く望む。</p>	<p>ご意見の趣旨については、今後の施策の検討に当たり参考にさせていただきます。</p>

No.	部・節 (※)	ページ (※)	ご意見	考え方
134			<p>海事系専門職大学院の設置の検討 船員養成課程における更なる高等教育の必要性は今日欧州の伝統的な海運国で広く認識されている (英国やデンマークなど)。 我が国においても理工系は言うに及ばず社文系においても大学院進学は当然のことと受け止められて おり、また教職大学院も本年4月から開設される。 上記海洋基本計画の (2) 船員等の育成・確保 において、「船舶管理等に関する資格制度の創設等を推進する。」とあるが、こうした課程の教育は 当然海事系専門職大学院にて行われるべきである。 昨年(2012)の12月20日に国土交通大臣に提出された交通政策審議会海事分科会ヒューマンインフラ部 会の答申書「海事分野における人材の確保・育成のための海事政策のあり方について」11ページに (具体的施策の例)として「より高度な海事に関する知識・技能を教授する観点から、海事専門職大 学院を含む海事関連大学院の設置についての船員教育訓練機関等の関係者による検討」が挙げられて いるが、是非この文言を海洋基本計画に反映し、かつ具体的に取り組んで戴きたい。</p>	<p>船員等の育成・確保に関する記述はご指摘の交通政策審議会海事分科会ヒューマンインフラ部 会の答申を踏まえたものとなっております。ご 意見の趣旨は、今後の施策の検討に当たり参考 とさせていただきます。</p>

No.	部・節 (※)	ページ (※)	ご意見	考え方
135	第2部 1		<p>まず、本計画を精力的にまとめられた皆様のご努力と成果を高く評価いたします。 その上で、第2部 海洋に関する施策に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策、1. 海洋資源の開発及び利用の推進、イ. 水産動植物の生育環境の保全、漁場の生産力の増進等、についての意見を申し上げます。</p> <p>人類は農業を発展させて人口を増大してきたが、世界人口の爆発的な増加に陸上での食糧生産能力が追いつかないのは明らかである。わが国の18年度の食糧自給率は、カロリーベースで39%と最悪の状況にある。中国、インドなどのアジア諸国の人口、GDP、個人所得の増大によって、日本国民への安全な食糧の安定供給に懸念が広がっている。 世界の食糧が不足することが必至の状況の中で、海洋での人為的な食糧増産は不可能とされてきた。しかし、水産庁は平成7～12年度に亘り「マウンド漁場造成システムの開発」として、世界に先駆けて海洋での食糧生産の実証事業にリサイクル材を利用して成功した。これにより水産資源及び漁獲の顕著な増加が確認され、成果を基に公共事業が実施されている。この技術は海のエネルギーを利用して湧昇流を発生させ基礎生産を増加し、食物連鎖を活性化することで魚介類（良質な蛋白質）の増産を可能にした。農業とは異なり、構造物設置後は自然のエネルギーのみを利用し維持管理なしで、魚介類を増産できる持続可能な技術である。また、構造物の材料として産業副産物を活用することで、陸上の環境、生態系、景観を毀損することなく事業を実施できることが実証されている。 この技術は総合科学技術会議に革新的技術の一つ「湧昇流誘起技術による漁場創成」として提案されている。これは海洋での食糧生産に道を拓く画期的な技術である。このシステムを確立し事業を推進することは、日本の食糧自給のみならず世界の食糧政策に貢献するものである。</p> <p>上記技術は本海洋基本計画の16頁2行「・・・沖合海域においても、基礎生産力を向上させるため、・・・漁場整備を推進する。」の中で読み取ることができる。しかし、海洋における基礎生産増大技術の推進は、世界第6位の排他的経済水域を持つ日本が食糧で自立する上で基本的な重要施策であり、海洋における全人類の課題への先導的挑戦でもある。したがって、16頁2行を「・・・沖合海域においても、基礎生産力を向上させるため、新たに環境に配慮した湧昇流誘起場（構造物）、産卵場、幼稚子の保育場の造成等の漁場整備を推進する。（下線部筆者追加）」として頂きたい。これは21世紀の海洋立国を目指し、わが国の産官学が連携・協力し世界に先駆けて推進すべき持続可能な食糧増産、リサイクル推進、環境保全、温暖化防止を同時に満足できる施策である。</p> <p>皆様の一層のご理解とご努力をお願いするものであります。</p>	<p>沖合海域における基礎生産力の向上を、環境に配慮した施策で講じていくことは重要と考えており、ご意見において指摘されている記述をしています。環境に配慮していることは、水産資源の持続可能な利用という表現を含め、基本計画の多くの箇所で、開発・利用と海洋環境保全の調和を図ることを念頭に記述しており、特定の施策毎に記述することはできるだけ控えています。また、沖合海域における基礎生産力の向上のための施策を、ご意見にある特定の施策に限定することは、必ずしも適当とは考えていません。ご意見の趣旨は、今後の施策の検討に当たり参考とさせていただきます。</p>

No.	部・節 (※)	ページ (※)	ご意見	考え方
136			<p>1. 海洋基本法の形式・条項にそって、今後政府がやらねばならないことを、ほぼ全面的に網羅していることには、賛成します。</p> <p>2. 但し、重要性・必要性を強調するだけではダメである。問題はこれらの政策を、いかに優先順位をつけて予算化し、実行するかのタイムスケジュールがないことである。</p> <p>3. 上記2の決定を総合海洋政策本部内での議論だけで行うのには反対である。例えば委員会などを設けて、幅広い民間企業の意見を聴取すべきである。</p> <p>4. 平成20年度の予算化は、従来通り、各府省の独自の判断で行われたが、まずはその中に海洋に関連する施策と予算額を分かりやすく整理して、国民の前に明らかにすべきである。また、平成21年度の予算については、各府省の勝手にまかせず、総合海洋政策本部が全面的に見直し、修正し、さらには優先度の高い新規プロジェクトを起こして、予算化させるべきである。これをやれない・やらないでは、総合海洋政策本部が設置された意味がない。</p> <p>5. 平成21年度の海洋関連予算には、必ず新規プロジェクトを5-10件起こすべきである。このためには民間企業からの提案を募集し、それらを検討する委員会を設けて審議すべきである。</p>	<p>ご意見の趣旨については、今後の施策推進の参考にさせていただきます。</p>
137	第2部 12		<p>第2部12(1)上段から7行目に、「「海の日」や「海の月間」等に関連する行事」との表現があるが、できる限り年間を通じた関連事業を展開する旨及び特に児童・青少年を対象にした関連事業の充実を図る旨の内容を追加表現する必要がある。</p>	<p>第2部12(1)については、子どもから大人までのすべての国民を対象としております。次世代を担う青少年に対しては、第2部12(2)において特に記述を行っておりますので、(1)においては特に青少年を対象にした取組を強調してはおりませんが、ご意見の趣旨は含まれていると考えます。</p>
138	第2部 12		<p>第2部12(1)上段7行目から8行目に、「民間事業者等」と表現されているが、「民間事業者」の次に「海を舞台にした青少年育成団体」を追加する。</p>	<p>ご意見の趣旨を踏まえて修正します。</p>
139	第2部 12		<p>第2部12(2)上段から6行目、「また、」の次に、「社会教育においては、海に親しみ、海に学ぶ自主的な青少年育成活動、」を追加する。</p>	<p>本計画は政府の取組について記述するもので、民間団体の取組自体について国が言及することは適当ではないと考えます。</p>
140	第2部 12		<p>第2部12(2)上段から7行目、「国民」は、「青少年」に修正する。</p>	<p>第2部12(2)においては、児童生徒を対象とした学校教育及び社会教育を中心としつつも、国民全体に対する学習の機会の充実のための取組を記述しています。ご意見の箇所は、国民全体を対象としております。</p>

No.	部・節 (※)	ページ (※)	ご意見	考え方
141	第2部 12		第2部12(3)末尾に、「さらに、小・中・高等学校段階における海洋教育や、国民への啓蒙を通じ、海洋に対する国全体の理解向上をはかるよう推進する」旨追加する。	小・中・高等学校における教育については第2部12(2)で記述しており、(3)は高等教育における取組を記述していますので、ご意見を加えますと重複となり適当でないと考えます。
142	総論	1	P1 総論(1)海洋と我々との関わり 1段落目(9行目)の後に以下の文章を挿入 「海洋は、そこに生息するさまざまな生物の住処であるとともに、生物の多様性をもって海域ごとの独特の環境を形作る。海洋における生物もまた地球のかけがえのない生命であり、生物多様性保全は海洋環境、海洋の利用の基盤となるものである」	生物多様性保全の重要性については、基本法第2条で明記されています。基本計画はその前提で書かれているものですので、改めてここでその前提を繰り返す必要はないと考えます。
143	総論	3	P3 (3)2段落目の6行目 「さらには」の後に「市民の参加の重要性を認識し、開発行為が持続可能に行われるかどうかを検討する計画段階での環境影響評価、過程のモニタリングや影響軽減措置、事後の評価等を透明性をもって行い、」を追加挿入。	当該部分は詳細な施策を記述する箇所ではないことをご理解願います。
144	総論	4	P4 2段落目の4行目 「産・学・官」のあとに「民」を追加	ご指摘の趣旨を踏まえて修正します。
145	総論	5	P5 目標2 2段落目 「我が国が管轄権を有するこれらの資源や空間の持続的な利用」のあとに「海域における国際的な海洋環境の保全への管理責任を認識し」を挿入	ご意見の趣旨は、「持続可能な利用に向け」の記述に含まれていると考えます。
146	第1部 1	6	P6 第1部 1 3段落目最後 「これらの水産資源の回復措置に加え」の後に「クジラ類」を挿入。	ご指摘の部分は「混獲」という用語の理解を助けるための例示であり、原案で十分その意図は達成されているものと考えます。
147	第1部 1	6	P6 第1部 1 4段落 3行目 「石油・ガス開発・・・、海洋環境への影響」のあとに「を客観的に評価する仕組みを作り、影響に配慮しながら」とする。	環境に配慮しながら基礎物理探査や試験等の基礎調査を推進するためには、ご指摘の客観的な評価は当然必要であり、ご意見の趣旨は第1部1に「環境に与える影響を事前に評価し影響をできる限り軽減する技術・・・」と記述しています。